

○輪之内町児童センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成12年3月27日

規則第30号

改正 平成17年10月31日規則第23号

平成20年3月12日規則第9号

平成21年5月28日規則第8号

平成21年9月8日規則第11号

平成22年2月8日規則第1号

平成25年11月1日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、輪之内町児童センターの設置及び管理に関する条例(平成12年輪之内町条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館及び閉館時間)

第2条 児童センターは、午前9時に開館し、午後5時に閉館する。ただし、児童センターの管理人が特に必要と認める場合は、開館及び閉館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 児童センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(児童厚生員及び体力増進指導員)

第4条 児童センターに児童厚生委員2名を置く。また、体力増進指導員1名を置くことができる。

2 児童厚生員は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育士資格を有する者又は教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教諭の資格を有する者、体力増進指導員は体力増進指導員に関し知識、技能を有する者のうちから町長が任命する。

3 児童厚生員及び体力増進指導員は、次の業務を行う。

- (1) 児童に健全な遊びを与えて情操を豊かにする指導

- (2) センターの運営に関する庶務
- (3) センターの利用状況を把握し、記録する。

(関係機関との連絡調整)

第5条 児童センターの運営については、福祉、教育関係者及び関係団体の代表者による運営委員会を設置し、連絡調整にあたりとともに円滑な運営ができるよう相互協力に努めるものとする。

(指定管理者の公募)

第6条 町長は、指定管理者を指定するときは、特別な場合を除き公募するものとする。

(指定管理者の申請)

第7条 条例第4条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとするものは、輪之内町児童センター指定管理者指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては定款及び登記簿謄本、その他の団体にあっては規約又はこれに相当するもの
- (2) 申請する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (3) 当該施設の管理に関する業務の事業計画書及び収支予算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(選定委員会の設置)

第8条 指定管理者の選定及び監督を適正に行うため、指定管理者予定候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、町長が任命した者をもって組織する。

(指定管理者の選定の特例)

第9条 町長は、第7条の規定による申請がなかった場合は第6条、第7条及び前条に規定する手続きを経ずに指定管理者の候補を選定することができる。

2 町長は、本町が出資等している法人、公共団体又は公共的団体について、永年の事業実績により今後も事業運営効果が期待できると認めたものについて、第6条に規定する手続きを経ずに指定管理者の候補として選定することができる。

(指定管理者の指定)

第10条 町長は、第8条又は前条の規定により選定したものを議会の議決を経て指定管理者に指定しなければならない。

2 町長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に輪之内町児童センター指定管理者指定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(協定の締結)

第11条 指定管理者の指定を受けたものは、町長と児童センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書)

第12条 指定管理者は毎年度事業終了後速やかに、管理する児童センターに関する輪之内町児童センター指定管理業務事業報告書(第3号様式)を作成し、町長に提出しなければならない。

(指定の取消しの通知)

第13条 町長は、指定管理者の指定を取消したときは、輪之内町児童センター指定管理者取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(利用者)

第14条 児童センターを利用する者は、輪之内町児童センター利用台帳(第5号様式)に氏名等を記載しなければならない。ただし、社会福祉に関する団体及びクラブが集会室兼ボランティア室等を利用する時は、利用する日の前日までに輪之内町児童センター利用許可申請書(第6号様式)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用許可)

第15条 指定管理者は、児童センターの利用を許可したときは、許可書を交付するものとする。

(利用料)

第16条 児童センターの利用料は、徴収しない。

(入館制限)

第17条 管理人は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 伝染病等の疾病にかかっていると認められる者

(2) 酒気を帯びている者又は館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者

- (3) 営利行為をする者
 - (4) 係員の指示に従わない者
 - (5) 前各号のほか管理上支障があると認められる者
- (雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

